

令和5年度 しづおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業） 企画・運営業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度 しづおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業）企画・運営業務委託

2 事業の目的

J R 焼津駅南口駅前広場や焼津駅前通り商店街を中心とした中心市街地でライトアップやイルミネーション等を設置し、来街者を増加させ、にぎわいを創出する。

3 業務内容

- (1) J R 焼津駅南口駅前広場への装飾を施したシンボルツリー設置
- (2) 点灯式の企画、運営
- (3) その他企画の実施
- (4) 広報媒体を活用した周知・広報活動
- (5) 事業実施後の評価や効果測定、検証
- (6) 各種許可及び使用申請等の手続き
- (7) 本業務全体の運営管理と実績報告

4 イルミネーション等の概要

- (1) テーマ　自由とするが、必ず企画提案書に記載すること。
- (2) 場 所
 - ・J R 焼津駅南口駅前広場
 - ・中心市街地（焼津駅前通り商店街、タートルクルこども館などを含む別に示す区域内）
- (3) 日時等
 - ・令和5年11月中旬から令和6年1月末までの間で、年末年始を含む概ね1ヶ月間以上の期間で、午後5時から午後9時を予定。
 - ・イルミネーションの点灯式は、令和5年11月19日（日）とする。

5 特記事項

- (1) J R 焼津駅南口駅前広場への装飾を施したシンボルツリー設置について
 - ① 本事業を象徴するシンボル的なクリスマスツリー（原木ではなくイミテーション）を設置する。
 - ② ツリーの装飾は点灯式から年内をクリスマス仕様、年明けから期間末までを新年の彩りを象徴する発光色とするなど、工夫をすること。なお、電飾等はLEDを用いること。
 - ③ ツリーの設置場所は屋外となるので、強風や雨対策を施すこと。
 - ④ ツリーは設置箇所や安全対策を考慮した高さとし、提案書にツリーの高さを明記すること。
- (2) 点灯式の企画、運営
 - ① 点灯式は、ライトアップ・イルミネーションの実施日初日である令和5年11月19日（日）午後5時30分から行うものとする。
 - ② 点灯式は、原則、J R 焼津駅南口駅前広場で行うものとし、その企画内容や運営体制を提案すること。なお、運営については、委託者と協議のうえ詳細を調整・決定する。
 - ③ 点灯式で必要な資材や音響設備などは受託者で準備すること。
- (3) その他の企画について
 - ① その他の企画やイベント、装飾関係について、提案書に具体的に記載すること。
 - ② 装飾については、点灯時や装飾のイメージ図など平面配置図等の計画図（LEDの種

類、電球数、消費電力等を表示)を作成すること。

③ 電飾等を用いる場合は、全てLEDとすること。

④ ライトアップ等用電源は、仮設電源を設置することとし、電源引き込み費用及び電気料は提案内経費に含むものとする。なお、企画提案書に仮設配線概要図を添付すること。

(補足事項)

- 駅前通り商店街のアーケード部分について、電源はあるが、電源位置、アンペア容量、電気料金などは別に駅前通り商店街振興組合と協議が必要となる。また、同商店街は無電柱化しており、C.C.BOXからの引き込みとなるため、中部電力との協議が必要となる。
- ターントブルこども館の屋外にある電源の使用については、同館との協議が必要となる。

⑤ 本業務によって作成された装飾等のデザインに関する著作権等無体財産権は、全て焼津市に帰属するものとする。

⑥ JR焼津駅南口駅前広場以外の場所にもライトアップやイルミネーション等を設置する場合は、JR焼津駅南口(駅前広場及びシーガルブリッジ)に案内板等を設置し、回遊性を促すようにすること。

⑦ 演出内容(位置、高さ、色彩等)は、歩行者通行や自動車交通の支障とならないよう配慮すること。

現地を調査し、関係機関と事前協議を行い、必要な許可を受けること。

⑧ ライトアップやイルミネーション等の点灯期間中は、適切な保守管理に努めること。

⑨ 自動点灯にするためにタイマースイッチの設置を行い、電球切れや故障等のトラブル発生時には、復旧等の迅速な対応を行うこと。上記(1)シンボルツリーの装飾も同様とする。

⑩ 機材等の盗難、破損防止及び落下等による来場者等の被害防止のため、十分な安全対策を講じること。

⑪ 本業務において、事故が発生した場合には、速やかに焼津市に報告するとともに、受託者において対応すること。

⑫ 撤去は、点灯期間が終了した翌日以降に行い、原状復帰に努めること。

(4) 広報媒体を活用した周知・広報活動

① 事業の目的に沿った周知を行うため、プレスリリース等の広報活動や、テレビ、新聞等メディアの誘致を積極的に図り、本取組の広報効果を最大限高めるとともに、SNS等を活用し、事業の実施告知の最大化を図ること。

② 広報については、媒体を限定せず様々な周知により、市民の目に触れるよう努めること。

③ 各種デザインやチラシ、ポスターには、JR沿線の中部4市(静岡市、島田市、藤枝市及び焼津市)連携事業であることがわかるよう「しづおか中部連携中枢都市圏ビジョン登載事業(静岡市・焼津市・藤枝市・島田市)」の表記をすること。

④ チラシやポスターなどを用いる場合は、環境に配慮した紙・インク等を使用すること。

⑤ 広報活動に伴う告知日等の決定は、委託者と協議のうえ実施すること。

(5) 事業実施後の評価や効果測定、検証等について

① 本事業実施に係る評価や効果測定、検証を行うこと。提案書には、その内容や方法を記載すること。

② 事業完了の際の完了報告書には、本事業実施後の評価や効果測定、検証などを行った結果を記載し、提出すること。

(6) 各種許可・使用申請等の手続き

① 本業務に係る各種許可及び使用申請等の手続きを行うこと。

② 申請等に係る手数料や書類作成費用は委託費に含むものとする。

(7) 本業務全体の運営管理と実績報告

- ① 業務実施体制（様式第8号）、連絡調整体制、配置予定者及び実施スケジュールなどの実施計画書を定め、全体の運営管理に努めること。
- ② 本業務終了後20日以内に、完了報告書及び映像記録（写真等）を作成し、提出すること。

6 不測の事態に係る対応

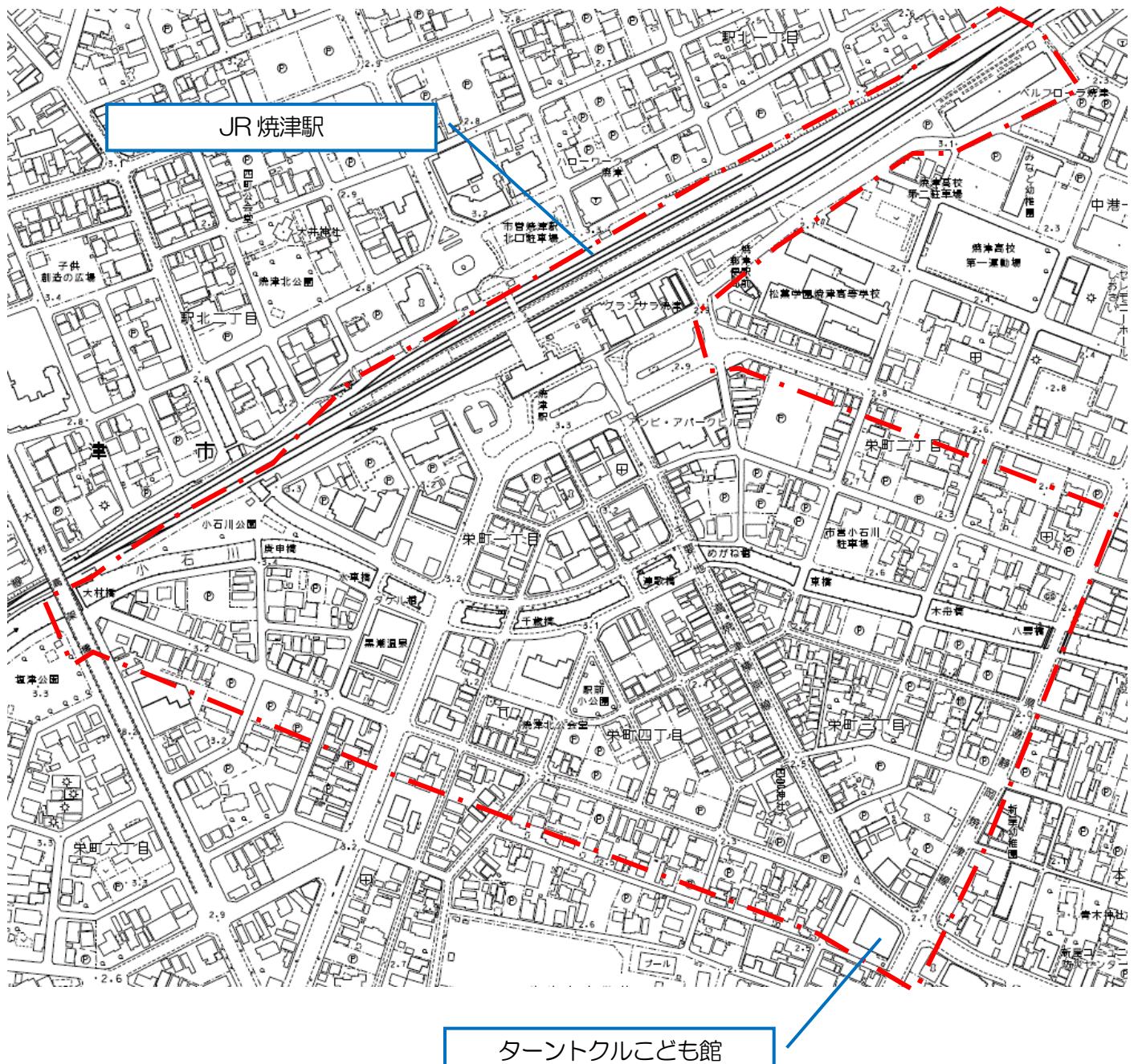
悪天候や地震等の災害や不測の事態によりイベント等を中止するなど、委託内容に変更が生じる場合は、委託者と受託者との協議のうえ、対応を決定する。

7 その他

- ・ 本事業の実施にあたっては、「2 事業の目的」に照らし合わせ、その効果を最大限發揮するよう努めること。
- ・ 提案された企画書に基づき、受託者は実施内容を委託者と十分協議し、運営業務を行うものとする。「運営業務を行う」とは、委託者と連携し、運営、救護、緊急時の対応、異常気象等への事前対策・発生時の措置など本業務の運営に関わる全てを総括することであり、会場の運営責任を負うことを意味する。
- ・ 本仕様書は、業務委託条件の大要を示すものであり、ここに記載のない事項であっても、委託業務に附隨して当然必要と認められるものについては、委託料の範囲で実施すること。
- ・ 上記に示すもののほか、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議のうえ決定する。

別図

ライトアップ・イルミネーション事業における対象区域



※ 赤枠区域については、概ねの区域を示したものであり、赤枠の区域外での装飾等を希望する場合は、事前に協議可能とします。